

平成27年12月定例会

文教厚生委員会説明資料（その2）

教 育 委 員 会

目 次

I 提 出 案 件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条 例 案	-----	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

平成27年10月13日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

a 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、高等学校等教育職給料表の適用を受ける医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度額を5万5百円に引き上げることとする。

(b) 勤勉手当について、再任用学校職員以外の学校職員に対する12月期の支給割合を100分の85に、再任用学校職員に対する12月期の支給割合を100分の40に引き上げることとする。

(c) 勤勉手当について、再任用学校職員以外の学校職員に対する6月期の支給割合を100分の80に、再任用学校職員に対する6月期の支給割合を100分の37.5に引き上げることとし、再任用学校職員以外の学校職員に対する12月期の支給割合を100分の80に、再任用学校職員に対する12月期の支給割合を100分の37.5に引き下げることとする。

(イ) 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正

単身赴任手当に係る経過措置を廃止することとする。

ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(c)及びイの(イ)については、平成28年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの(ア)のa及びbの(a)については平成27年4月1日から、イの(ア)のbの(b)については同年12月1日から適用することとする。